

## ふくしま健康経営優良事業所認定実施要綱

### (趣 旨)

第1条 健康寿命の延伸及び健康格差の縮小に向けて、生活習慣病の発生予防や重症化予防とともに生活の質を向上させる取組が重要であり、とりわけ、生活習慣病の発症リスクが高くなる働く世代への効果的な支援が課題となっている。

そこで、従業員を事業所が成長する上での貴重な人的資本と捉え、戦略的に健康づくりに取り組む県内事業所を「ふくしま健康経営優良事業所」に認定し、広く取組事例等の普及啓発及び健康意識の向上を図る、ふくしま健康経営優良事業所認定制度(以下「本制度」という。)を実施するにあたり、必要な事項を定める。

### (用語の定義)

第2条 この要綱において、次の号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 「県」は、福島県をいう。
- (2) 「保険者」は、健康保険事業の運営主体をいう。
- (3) 「県内事業所」は、県内に本社・本店、支社・支店、営業所等を有する事業所及び法人等をいう。
- (4) 「ふくしま健康経営優良事業所認定制度」は、事業所の健康づくりの取組状況に応じ、県と保険者が共同で従業員の健康づくりに積極的に取り組んでいる事業所として認定する本事業の制度をいう。

### (事業主体)

第3条 本制度は県と次に掲げる保険者が共同で事業を実施する。

- (1) 全国健康保険協会福島支部
- (2) 全国土木建築国民健康保険組合

### (事業内容等)

第4条 本制度の事業内容は次の各号のとおりとする。

- (1) 本制度における事業所認定の募集及び審査に関すること。
- (2) 審査を受けた事業所に対する、健康に関する取組の継続的な支援に関すること。
- (3) その他本制度の実施に必要な業務に関すること。

### (対 象)

第5条 対象とする事業所は、営利・非営利を問わず、次の各号の要件に適合する県内事業所とする。

- (1) 原則として県内に本社・本店を有し、事業主のほか正規・非正規を問わず従業員1名以上を有する事業所であること。
  - (2) 過去3年以内に労働基準法、労働安全衛生法など、従業員の健康管理に関連する法令等で違反をしていないこと。
  - (3) 保険者が行う「健康事業所宣言」を行い、ふくしま健康経営優良事業所認定候補として保険者の推薦を受けること。
- 2 前1項(1)に適合するかを問わず、対象とすべき事業所に疑義がある場合は、県と各保険者が協議して決めることとする。
- 3 認定の単位となる事業所の組織範囲は、支店等を含めた事業所全体とする。

### (認 定)

第6条 認定は、次の各号の手続きを経て基準に該当するものについて、審査会の審議結果を踏まえ、知事が決定する。

- (1) 事務局による応募書類の審査
  - (2) 審査会における審議
  - (3) 必要に応じて行う事業所等へのヒアリング
- 2 認定の手続きにおける審査の基準は、別紙「ふくしま健康経営優良事業所認定基準」のとおりとする。
  - 3 3期以上連続で認定される事業所は、ふくしま健康経営「長期」優良事業所として認定する。

(認証の通知)

第7条 知事は、前条第1項に該当する事業所（以下「認定事業所」という。）に対し、「ふくしま健康経営優良事業所認定通知書」（第1号様式）によりその旨を通知するものとし、後日認証状を交付できるものとする。

(認定期間及び再認定)

第8条 認定の有効期間は、通知より2年間とする。

- 2 認定事業所は、認定の有効期間が満了する年度に再度申請し、審査を受けることで認証を継続することができる。なお、再申請においても、第5条第1項に規定する対象条件を適用するものとする。

(表彰)

第9条 認定事業所の中で、取組実績が特に優良で他事業所の模範となる取組を継続実施する事業所については、知事及び関係団体等から表彰することができるものとする。

- 2 知事及び関係団体等が前項の規定により表彰する場合は、審査会の意見を聴取するものとする。
- 3 その他、表彰における必要な事項については、別に定める。

(認証の取消)

第10条 知事は、申請内容に虚偽がある又は申請内容と実際の取組内容に著しく隔たりがあると判断する場合に、一度認定された事業所の認定を取り消すことができる。

- 2 知事は、認定事業所が認定期間中に、悪質な事案で法令等に違反し、処分等を受けた場合など、認定を取り消すことができる。
- 3 知事は、前2項に従い認定の取消を実施するにあたり、審査会の意見を聴取することができる。

(事務局)

第11条 この要綱に定める事務局は、保健福祉部健康づくり推進課におく。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、本制度の事業実施に関し必要な事項は、保健福祉部長が定める。

附 則

この要綱は、平成30年9月21日から施行する。

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

この要綱は、令和6年12月1日から施行する。

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

第1号様式（第7条関係）

※※健第 号  
年 月 日

ふくしま健康経営優良事業所認定通知書  
（ふくしま健康経営「長期」優良事業所認定通知書）  
※長期優良事業所の場合

<事業所名>  
<申請者名> 様

福島県知事 

年 月 日に申請（推薦）のありました、ふくしま健康優良事業所認定  
について、審査の結果、貴事業所を認定しますので、通知いたします。

記

認定期間 年 月 日から 年 月 日まで